

## 熊本家庭裁判所委員会（第39回）議事概要

### 第1 開催日時等

#### 1 日時

令和5年5月26日（金）午後1時30分～午後3時00分

#### 2 場所

熊本家庭裁判所第1会議室

#### 3 出席者

（委員）

潮谷佳男、紫藤千子、鈴木俊洋、田口浩継、丁畑博胤、永田広道、渡辺哲也、山下雅裕美、熊澤孝一、坂本隆一、高宮健二

（事務局等）

事務局長、事務局次長、首席家庭裁判所調査官、首席書記官、次席書記官、主任書記官、総務課長、会計課長、総務課専門職

#### 4 意見交換テーマ

ウェブ会議を利用した家事調停手続について

### 第2 議事概要【発議者の略記 ◎：委員長、○：委員、◇：事務局等】

#### 1 開会

#### 2 新任委員のあいさつ

#### 3 委員長選任

#### 4 委員長代理指名

#### 5 概要説明

ウェブ会議を利用した家事調停手続

#### 6 ウェブ会議を利用した模擬調停手続の実演

#### 7 意見交換

◎ ウェブ会議を利用した家事調停手続の概要説明について質問はないか。

○ ウェブ会議においては、録音録画の禁止、外部との接続を禁止する旨説明があったが、その根拠を教えてください。

◎ 訴訟事件の裁判は公開であるが家事調停事件は非公開の手続きであること、また、そもそも、庁舎管理上、写真の撮影または録音録画は禁止されていることから、そのような取扱いをしている。

仮にウェブ会議の内容を録音録画し動画等を公にした場合は、罰則規定はないが注意を行い、今後、ウェブ会議を利用させないという判断を裁判官がすることもありうる。

○ ウェブ会議に参加するためのミーティング番号とパスワードの通知方法はどのようにしているか。

◇ 調停期日の数日前までに、裁判所から当事者のメールアドレス宛に通知している。

○ 非対面方式であるテレビ会議方式とウェブ会議方式の違いを教えてください。

○ 映像と音声の情報を提供する点では共通しているが、テレビ会議方式は裁判所にある機材を利用するため、裁判所に来ていただく必要がある。

一方、ウェブ会議方式は当事者が所持するパソコン等を利用するため、裁判所に来ていただく必要がない。従来からあるテレビ会議方式より、場所が限定されないウェブ会議方式の方が使い勝手が良いといったメリットがある。

○ 調停事件申立後、当事者に対してどの段階でウェブ会議を利用するかどうかの確認を行うのか。

また、申立人、相手方双方に代理人弁護士がつく場合のウェブ会議と出頭の割合はどれくらいか。

併せて、双方とも代理人弁護士がつかない場合のウェブ会議利用の運用方法について伺いたい。

◇ 調停事件申立時に申立代理人弁護士事務所の所在地が県外であれば、ウェブ会議を利用するか照会する。また、申立人、相手方双方に代理人弁護士がつく場合もウェブ会議を利用するか照会する。

申立人、相手方双方に代理人弁護士がつく場合のウェブ会議の割合は、(民事事件は7～8割程度であるが、)家事事件の場合は、ウェブ会議が導入されて間もないため、1割程度である。

双方とも代理人弁護士がつかない場合の運用について、原則として本人確認

のため、一度は裁判所に来ていただき、当事者がウェブ会議を希望し、調停委員会が相当と認めた場合は、二度目以降、ウェブ会議方式をとる。

○ ウェブ会議の利用形態は4形態あるとの説明があったが、全体に対して占める割合をそれぞれ教えていただきたい。

◇ 統計をとっていないので、正確な数値ではないが、概数は次のとおりである。  
令和5年2月以降、複合型（代理人あり）と自宅等利用型（代理人なし）はごく少数で、それぞれ1～2件である。

それ以外のウェブ会議の利用形態は、事務所利用型（代理人あり）か事務所参集型（代理人あり）のどちらかであり、その割合はほぼ同じか事務所利用型（代理人あり）がやや多い程度である。

○ ウェブ会議方式導入前のテレビ会議方式の利用頻度はどれくらいだったか。  
また、テレビ会議方式は支部にも整備されているのか。

◇ 統計をとっていないので正確な数値ではないが、令和5年1月以降にテレビ会議方式を利用した件数は調査官の調査を含めて5件程度である。なお、昨年度までの利用頻度については把握していない。

テレビ会議方式は、本庁以外の支部にも整備されている。

○ ウェブ会議方式を利用している事件において、遺産分割調停事件、離婚調停事件等、事件の種類の割合を教えていただきたい。

◇ 概数は次のとおりである。

令和4年10月～令和5年4月に行ったウェブ会議調停の事件数は全121件であり、事件の類型は「婚姻中の夫婦間」、「遺産分割」、「面会交流」、「婚姻費用分担」、「養育費」、「財産分与」、「監護者の指定」、「扶養料」及び「夫婦同居」等である。

「婚姻中の夫婦間」と「婚姻費用分担」のいわゆる婚姻関係は55件で全体の約45%、次いで遺産分割が35件で全体の約30%である。

なお、その他の事件は1～10件程度である。

◎ ウェブ会議を利用した模擬調停手続の実演についての感想及び改善すべき事項について意見交換を行いたい。

○ 模擬調停実演の際、当事者はミーティングから入退出を繰り返していたが、ロビー待機の機能を利用したほうが、効率が良いのではないか。

○ 当事者が勝手にミーティングに参加することがないように、慎重な運用をしている。今後、セキュリティ面等の検討を踏まえて、ロビー機能を利用することもある。

◎ ウェブ会議において、家事事件の場合、民事事件と比較すると、当事者からお話を伺う時間が長くなるが多いため、ロビーで長い時間待機していただくより、一旦、ミーティングから退出していただいたほうが良い場合もある。

○ ウェブ会議で利用しているアプリケーションソフトは裁判所が開発したものか。

また、模擬調停実演の際、当事者に対し、背景の壁紙機能は利用させず、ぼかし機能を利用させていたが、アプリケーションソフトの利用次第では、モニターに映し出される当事者の印象を悪意的に変えたり、悪意的でないにしても、アプリケーションソフトの使い方の知識が不足していれば、映像の照度が実際より暗かったりして、当事者の印象が実際とは異なることがあると思われる。

以上のことにより、アプリケーションソフトの利用方法をどれくらい認識しているかによって、ウェブ会議の結果が左右されることもあろうかと危惧するが、裁判所職員や当事者は、どの程度アプリケーションソフトの利用方法を把握しているか。

◇ アプリケーションソフトは裁判所が開発したものでなく、他省庁での利用実績が多く、安定的な運用が期待されるCiscoのWebexを利用している。

◎ 背景の壁紙機能を利用させないのは、周囲に誰も居ないことを確認するためであり、裁判所としては、代理人弁護士以外の者が周囲に居るとウェブ会議を行う上で支障があるため、壁紙機能は利用しない運用としている。

ウェブ会議におけるセキュリティ面については、最高裁判所で一元的に管理

をしているし、当事者の表情等が実際と異なっていたとしても、ウェブ会議の結果を左右する要素ではないと考える。

○ 裁判所と当事者は、信頼関係に基づき、当該アプリケーションソフトを利用している。

○ 私たちもここ数年、ウェブ会議が増加し、利用する上で便利な面もあるが、反面、会話が聞きとりにくかったり、発言のタイミングが難しかったりと不便な面もある。

裁判所のウェブ会議を利用した当事者からのアンケート等があれば、ウェブ会議利用についての感想を紹介してもらいたい。

○ 当事者のアンケートはとっていないが、先行導入している民事事件において私が経験した感想として、モニターに大人数の当事者が表示される場合は発言しづらいと感じられた。家事事件の場合は、大人数の当事者が関与することは少ないので、民事事件と比較すると利用しやすいのではないか。

◎ 調停事件にウェブ会議を利用することについての当事者の受け止め方、一般市民の受け止め方について意見交換を行いたい。

○ ここ数年、社内の全国会議、取材等リモートでの仕事が増加し、そのまま定着すると思われたが、新型コロナ「第8波」が収束し、最近は急激に現場における仕事が増えてきた。

リモートでの会議や取材は、相手方の表情を確認する難しさがあり、現場における仕事の有難さを実感しているが、調停委員や当事者はウェブ会議を利用することについてどう受け止めているか。

◎ モニターに映し出される映像は顔中心で、手足の動きや体全体の動き等が把握できないため、当事者の心理状態がどうなのか分かり辛い点はあると思われる。

◎ 検察庁において、リモートで取り調べ等を行うことはあるのか。

- 新型コロナが流行していた時期に、試験的に遠隔地に居る参考人を最寄りの検察庁に呼び出し、検察庁のテレビ会議システムを利用して取り調べを行うことを検討した。

逮捕した被疑者が新型コロナに感染していたケースでは、クラスターを回避するため、検察庁庁舎内のテレビ会議システムを利用できる複数の部屋に被疑者と検察官が分かれて取り調べを行ったことがある。

- ◎ ウェブ会議の実施場所についてのニーズ及びその問題点について意見交換を行いたい。

- ウェブ会議を代理人弁護士事務所で行う場合、熊本市中心に事務所が集中しているため、郡部にお住まいの当事者は遠隔地まで移動しなければならないことが多いと思われる。そこで、当事者住所最寄りの公的施設（公民館等）でウェブ会議を行うことはできないのか。

- ◎ 可能と思われるが、プラバシーへの配慮の面から個室が確保できる施設が必要である。

- 遺産分割事件については、高齢者が当事者となるケースが多いと思われるが、公的施設等を利用し、高齢者に対応する環境整備を進めるとよいのではないか。

- 代理人弁護士の車内からウェブ会議を利用できるようになると、代理人弁護士が遠隔地の当事者宅近くまで車で移動し、当事者は自宅から近距離の場所でウェブ会議を利用できるので、利用しやすいと思われる。また、高齢者とともに小さい子供を育児中の親も利用しやすい環境整備を進めるとよいのではないか。

- W i f i 環境がない当事者も多いと思われるが、裁判所から貸し出す制度もあってはよいのではないか。

- ◎ 貴重な御意見として承る。

## 8 次回のテーマ

「裁判所における採用広報について」をテーマとすることで、委員全員が合意した。

9 次回期日

令和5年10月27日（金）午後1時30分

10 閉会